

## 総務財政委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和8年(2026年)3月23日

宇部市議会議長 山下節子様

総務財政委員長 時田洋輔

### 記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議第20号	宇部市公文書等管理条例中一部改正の件	原案可決	公共施設等運営権者が公共施設等の運営等を行う場合において、当該運営等に関する文書の適正な管理に努めるよう、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第21号	宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件	原案可決	地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第22号	宇部市手数料徴収条例中一部改正の件	原案可決	受益者負担の適正化を図るため、手数料を見直すとともに、マンションの建替え等の円滑化に関する法律等の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議第23号	宇部市楠総合センター条例中一部改正の件	原案可決	受益者負担の適正化を図るため、使用料を見直すものであり、妥当なものと認めた。
議第38号	アクトビレッジおののに係る指定管理者の指定の件	原案可決	アクトビレッジおののの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議第44号	宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件	原案可決	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。